

社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会ボランティア団体地域福祉活動費
補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊谷市内で地域福祉活動に取り組むボランティア団体の活動を支援し、社会福祉の向上を図るため、ボランティア団体に対する補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 この補助金は、熊谷市内に活動拠点のあるボランティア団体で次の条件を全て満たしたものに対して、予算の範囲内において交付する。

- (1) ボランティアセンターに登録していること。
- (2) 熊谷市ボランティア連絡会の会員であること。
- (3) 構成員の人数が概ね3人以上であること。
- (4) 構成員の半数が熊谷市内に居住していること。
- (5) 年6回以上の定例会又は活動があること。
- (6) ボランティア活動を1年間以上、継続して行っていること。

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費及び対象とならない経費は、次のとおりとし、活動に直接必要な経費を対象とする。(別表1)

- (1) 対象となる経費は、活動を行うために必要な会議費、事務費、通信運搬費、交通費、保険料、消耗品費、印刷製本費、器具備品費、研修における会場賃借料、講師謝金
- (2) 対象とならない経費は、交際費、食料費、人件費、光熱水費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) ボランティア団体に対し10,000円。ただし、年度当初会員数が10人未満の場合は5,000円とする。
 - (2) 当該団体の年度当初会員1名当たり700円。(上限30名)
- 2 前項の規定にかかわらず、交付する年度の前年度の決算における繰越金の額が、前項により算出した額を上回るときは、前項により算出した額に2分の1を乗じた額(100円未満切り捨て)とする。

(申請)

第5条 補助金の交付を希望するボランティア団体は、申請書(様式第1号)を本協議会会長(以下「会長」という。)に提出する。

(添付書類)

第6条 前条の申請書には申請に係わる会計年度の収支予算書及び会員名簿を添付するものとする。

(交付決定及び通知)

第7条 会長は、申請があったときには、必要な調査を行い、交付の可否の決定を交付決定通知書(様式第2号)又は不交付決定通知書(様式第3号)により行う。

(報告)

第8条 補助金の交付を受け事業を行ったボランティア団体は、当該年度終了後速やかに実績報告書(様式第4号)を会長に提出する。

(添付書類)

第9条 前条の実績報告書には報告にかかわる会計年度の収支決算書を添付するものとする。

(罰則)

第10条 会長は、虚偽の申請又は報告をした団体に対し、その事実を発見したときから3年間補助を停止し、当該年度交付された補助金については返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

活動に直接必要な経費であること

	科目	内容	可否
1	会議費	会場賃借料、講演会・講習会等の講師謝金	○
2	事務費・通信費 消耗品費・備品費 印刷製本費	広報等に必要な郵送料 電話、インターネット、FAX等の使用にかかる通信費 活動に必要な備品や文具等の消耗品費 チラシ・ポスター等の印刷製本、書類作成費	○
3	活動費・交通費	活動や研修等に参加するための交通費	○
4	保険料	個人にかけるボランティア活動保険料 行事等に対するボランティア行事用保険料	○
	交際費	金品の授与（お歳暮やお土産の贈答品）にかかる費用	対象外
	食料費	会員の飲食にかかる費用、外食費用	対象外
	人件費	会員の賃金等に相当するもの	対象外
	光熱水費	電気・ガス及び水道料金等の公共料金	対象外